

地方分権と道州制

◆コーディネーター

名城大学教授

昇 秀樹 氏

◆パネリスト

名古屋大学大学院教授

後 房雄 氏

国際日本文化センター教授

川勝 平太 氏

PHP 総合研究所第二研究本部長

永久 寿夫 氏

異文化コミュニケーター

マリ・クリスティーン 氏

【コーディネーター（昇 秀樹氏）】

それでは、こんにちは。

後半の部、パネルディスカッション、愛知発！地方分権シンポジウムの第2部、「地方分権と道州制」というテーマで、ここにお座りいただいているパネラーの方と道州制がどういう問題で、どういういいこと悪いことがある、これからどうすべきなんだろうかということを議論していきたいというふうに思います。



まず、先ほど愛知県の事務局の山田課長さんの方から、分権時代における県の在り方検討委員会の報告書の概要について説明していただきました。県の事務局の立場からはそういうことなんですけれども、せっかくその委員会で副座長をしていただいた後先生がここにおられますので、委員の立場から、少し先ほどの山田課長さんの説明について補足なり感想なりをつけ加えていただければというふうに思います。

まず、後先生の方からよろしくお願いします。

【パネリスト（後 房雄氏）】

名古屋大学の後と申します。副座長ということで、この委員会に2年ぐらいでしょうか、議論に参加させていただきました。全文はホームページでも見られるようですので、詳しい紹介はできませんけれども、参加した者として、簡単に感想をご紹介させていただきたいと思っております。



一つ、このメンバーを見ていただくと、実はほぼ全員が50歳前後ということで、一、二年の差はあるんですが、ほぼ同級生みたいな世代で、昇先生と私以外に立教大学の池上先生、日本福祉大学の後藤先生、それから東三河地域研究センターの戸田さん、四日市大学の丸山先生というメンバーで2年ほど議論をさせていただきました。そういう意味では、非常に型通りのというような委員会には全くならず、かなり突っ込んだ率直な議論ができたというのが一つの特徴かなというふうに思っております。

それから県の方の委員会に対する姿勢といいますか、県というものがひょっとしたらなくなってもいいかもしれないということも含めて自由に議論をしてほしいということで、そういう意味でも非常に自由に議論ができたということです。そういう意味でぜひ、これが何か正しいとかなんとかというよりは、我々がいろいろと率直に議論をした中身ということで、少なくとも問題提起的な部分は多いのではないかというふうに思いますので、ぜひごらんいただければというふうに思います。

いろんなことを議論したんですが、しかし、ただ報告書が出ただけではもったいないということもありまして、具体的なアクションについてもぜひ少し提案をしたいということで、報告書の10章のところでも当面の地方分権の強化方策、アクションプランに対する提言というのを五つぐらいあえて出しております。もちろんいわゆる道州制自体、全国的にどうなるかという問題ではあるんですが、愛知県としてもそれへの動きを何らかの形で、できるところからやれることはやった方がいいんじゃないかということで、幾つかの具体的な提言を最後に出している。

幾つかあるんですが、その一つは、やはりこの後の議論でも出てくると思うんですが、市町村というものの重要性なり、力が大きくなるということが、恐らく県のあり方を問い直して、場合によっては道州というものが必要になる一番大きな原動力だと思いますので、そういう意味では市町村合併は進んではいけませんけれども、本当に市町村が自立できるような環境整備ということを重視すべきではないかということで、市町村の自立支援プログラムというようなことを提案したりしております。

それからもう一つは、ある意味では、市町村合併も含めて市町村が大きくなるというのは、一面規模の経済ということで効率的になる面はあるんですが、もう一つはやはりそれが住民から遠くなるということについての危惧が一方ではあるわけですね。そういう意味では、いわゆる都市内分権、自治体内分権という、それを市町村合併とセットでやっていくということについて、県としても明確なメッセージを出すべきではないかということで、都市内分権、住民自治の拡大ということも、もう一つアクションプランとして提言をしているわけです。

それから直接道州制ということにつながる提案としては、もう一つ、顔の見える道州制という、これは多分特色のある言い方だと思うんですが、これも道

州という、この東海地方で考えるにしろ、中部地方というふうに考えるにしろ、かなり大きいわけで、そうするとやはりその道州の中が幾つかに分かれる必要が出てくるのではないか。我々の議論の中では、三河地方が、これは静岡県、隣の浜松との関係もかなり密接なようですし、そうすると同じこの東海なり中部の道州という中でも、市町村でも県でもない何か一つのまとまりというようなものが幾つかあって、そういう形で道州ができていくという仕組みが必要なんではないかということで、包括的に道州というのではなくて、その道州が住民から見ても見えるような単位で構成されているということが望ましいんじゃないかということで、あえて顔の見える道州制というようなことを、例えば三河地方を一つの事例にして、先行的に何かやる余地があるんじゃないかというような提案をしたりもしているわけです。

そういうことで、幾つか新しい問題提起も含めて書いておりますので、ぜひ参照していただきたいということをお願いして、補足にさせていただきます。

【コーディネーター】

どうもありがとうございます。

今、後先生の方からご報告いただいた本体はこういう非常に分厚い報告書なんですけど、この本体そのものは愛知県のホームページからインターネットで全体を見ることができます。

それから皆さん方のお手元に、こういう「分権型社会に向けて」、分権時代における県の在り方検討委員会報告書、あくまでその概要版なんですけれども、青い葉っぱの見開きになったものがありますので、興味のある方は見ていただければというふうに思います。

きょうのシンポジウムは、愛知県がこういう報告書をまとめたことを一つの機会として、別に愛知県のことだけではなくて、日本の国のあり方、あるいはグローバル化が進む時代の中で、21世紀は一体どういう地域社会をつくっていったらいいんだろうかということ、有識者の方々、東京の方から、あるいは関西の方から来ていただいて、一体これからの日本の社会をどうやっていったらいいんだろうか。そのときに、一つの切り口として道州制という問題を考えながら、日本の社会のありようをどうしていったらいいんだろうかということ、パネラーの方々と考えていってみようというわけです。一番最後にはフロアから質問、意見等の時間も設けたいというふうに思っていますので、もし質問、意見等がありましたらその機会にお願いできればというふうに思います。

シンポジウムそのものは、とりあえず二つのテーマで、パネラーの皆さん方のご意見をお聞きしようかと思っています。一つは、これから早速、後先生から順番に左から右にお願いしようかと思っているんですけれども、先ほど諸井会長さんの方から、1990年代、細川内閣のころから、例えば国会で地方分権推進決議が行われ、地方分権推進法という法律ができて、その会長を諸井先生にやっていただいて、地方分権推進計画というのをつくっていただいて、それが法律に結実したのが地方分権一括法という1999年の法律で、それが2000年

4月1日から施行されて、機関委任事務というのがなくなって、原則として名古屋市のことは名古屋で決める。愛知県のことは愛知県で決めるという地方分権社会が到来して、それとほぼ同時並行に市町村合併が行われ、それから今まさに進行中なのが事務の配分の仕方、仕事の仕方についてはそういう地方分権改革が行われたんですけども、お金の流れについて言うとまだ依然として国が補助金を持っている、交付税を持っている。そのお金の流れで国が地方自治体をコントロールしている部分が結構多いじゃないかということで、今、小泉構造改革の一つの改革として、三位一体の地方税財政改革が行われていると。

それから同時に、市町村合併の関係も絡んでですけど、あるいはそれだけじゃなくて経済のグローバル化も絡んでですけども、都道府県のあり方というものもどうなんでしょうと。グローバル社会においては、47県体制というのもしかしたらフィットしていないのかもしれない。国においても、あるいは地方においても、あるいは経済界においても、政治行政界においても、県の見直し、あるいは道州制の議論が活発になってきている。きょうのシンポジウムにも、この会場全体に取まらないぐらいの方がたくさん来ていただいているということで、結構関心も高いというのが現時点までの簡単な流れということになります。ですから、1990年代からこういう地方分権という大きな流れが起り、実際に市町村合併が進み、あるいは三位一体の改革も、いいことも悪いこともあるんですけど、あわせて行われつつある。そして、今、道州制ということが議論される環境になってきていると。

こういうここ10数年の地方分権改革の流れ、これを一体どう評価するのかということが1点ですね。それから、そういう地方分権の改革の流れの中で道州制議論が出てきて、例えば愛知県の場合はこういう形で報告書がまとまったんですけども、あるいは諸井会長が地方制度調査会の会長として、今まさにこの問題に取り組んでおられて、来年ぐらいに最終報告書がまとまりそうなんですけれども、そういう10年強の地方分権の流れの中で道州制議論というのを一体どういうふうに捉えたらいいんでしょうか。この二つのことですね。地方分権改革の評価と、それから現在行われている道州制論の背景、これを一体どう捉えたらいいんでしょうかということですね。これが1巡目、パネラーの方にお願したいことの1点目ということになります。

2点目は、そういうことで現に今、愛知県は報告書をまとめ、それから実際の地方制度調査会も来年まとめる予定であると。もしそういう形で日本において道州制というのが導入されるとすると、一体どういうことが期待できるんだろうかと。道州制への期待というのはどういうことがあるんだろうかというようなことを2巡目。

ですから、1巡目はこれまでと現在、2巡目は今後道州制ということで議論をされていって、一体日本の社会はどうなるんだろうか、どちらかというとも未来の問題ですね。これまでとこれからということに分けて、とりあえずパネラーで議論をして、その上で、それを聞いていただいた上で、フロアの方から質

問とか意見とかがありましたらお伺いして、それについてお答えするという形でこのシンポジウムを進めていきたいというふうに思います。

それじゃあ、まず一つ目の過去10年強の地方分権改革の評価と、それから現在行われている道州制論の背景、一体どういうことなんだろうかということについて、再度恐縮ですがけれども、まず後さんの方から順次、7分ないし8分ぐらいでお願いできますでしょうか。

【パネリスト（後 房雄氏）】

それでは、二、三点考えていることをお話しさせていただきます。

まず地方分権のこれまでの流れの評価と道州制ということなんですが、この道州制ということでは、私のこれまでのイメージでは、やはり高度成長期に一度道州制というのが議論されたことがあると思うんですが、そのときのイメージというのは、やはりこれは国から、いわば強引に国が引っ張って経済発展をしていくときの単位として、もう少し大きな単位をつくりたいというニュアンスで出てきたという印象をこれまでは持っていたわけです。これは遡って見てみると、どうも戦時中の本土決戦のときに最後の戦いをやるときの体制整備ということで、地方統監部でしたか、そういうようなものがあつたりしたわけですが、そういうこれまでの日本の近代化の、第二臨調の言葉では「追いつき型近代化」という言い方をされたわけですが、そういう体制を強化する文脈で道州制が出てきているというのが今までのイメージだったわけです。ですから、道州制の長官というのも割と任命制に近いイメージで語られることが多かったと思います。

それとの比較で言うと、今、出てきている道州制というのは完全に意味が転換をしているというのが一つ目の私の道州制に関する印象です。というのは、要するに、これは地方分権の文脈で現在の道州制がほぼ完全に議論されるようになってきている。ですから、当然ながらそこの知事ないし長官に当たる人について、恐らく任命制という議論は今の時点ではもうほぼ皆無だろうと思います。後でも多分議論になると思うんですが、どういうふうに道州の知事を選ぶかというのは、大統領制的なのか、議員内閣制的なのか、これは非常に難しいところですが、いずれにしても選挙で選ぶということは完全に前提にはされているわけですが、そういう意味では、明らかにこれは地方分権の文脈で、この道州制が完全に意味を転換して俎上に上っているというのは、何十年か前と比べての大きな変化だというのが一つ目の印象です。

関連して、地方分権という流れ自体が日本ではかなり本格的な流れにいつの間にかなっていると。地方分権というのはずっとこれも語られてきたわけですが、ここまで実際に進んでくるというのは、私も一応政治学、行政学を研究してきましたけれども、ここまで急展開をするという予想はあまり持っていませんでした。そういう意味では、2000年の地方自治法の一括改正、特に機関委任事務というものの撤廃まで進んだということはかなり画期的なことだというふうに思ったんですが、ただそれがどこまで、制度だけではなくて、実

際の変化につながるかどうかというのは、その時点でも必ずしも実は確信はなかったんですけども、私自身はこの地方分権が完成しているとは全く思いませんが、後戻りは多分ないだろうなというふうに思ったのは、実はきょう冒頭の神田知事のご発言の中にもありましたが、去年の三位一体をめぐる知事会の動きというのは非常に印象的だったわけです。

ある人のコメントでは、今までは「おねだり知事会」というふうに言われていたんですけども、国がいろいろと補助金を用意して、それをいかに獲得するかという意味で、それぞれの知事が競ってそれを獲得しようとするということですから、知事会としてまとまって何か国に対して独自の発言をするということは、恐らくほとんど今までなかったんじゃないかと思うんですが、そこがまとまって発言をしたというだけではなくて、つまり補助金は要らないから、なおかつ補助金総額の8掛けでもいいから、実質的に使う自主財源が欲しいということですね。つまり補助金を減らしてもいいから自主財源をもらいたいという、こういうことを知事会全体のお名前でも国に対して発言をしたということは、やはりかなり私にとっては衝撃的な事件で、地方分権というのはいろんな制度の改革も重要だと思うんですが、使う側が使わないとほとんど実質化しないわけで、そういう意味では、この知事会がそういう姿勢を鮮明に出したという意味では、使う側もかなり実質化してきているというか、そういう体制がそれなりに整ってきているということをうかがう非常に重要な出来事だったと思うんですね。そういう意味で、地方分権というのはかなり分水嶺を超えて本格化しているなあと。そういう中で、道州制というのも本格的な議論の俎上に上ってきたなあとということ、私の感想としては思っているということです。

今度、道州制というのが何で出てきたのかというのは、いろんな人の発言を見てみても必ずしもそうははっきりはしていないと思うんですが、私自身が一番わかりやすいなあと思ったのは、これはもう10年以上前だと思うんですが、大前研一さんが、国民国家というのがグローバル化の中で相対化されて、グローバル化と同時に国民国家の下の、いわば地域国家というのがかえって浮上するというので、その国民国家の上と下のところが連動して浮上してくるんじゃないかというような議論をされて、その中で道州制ということを言われた、割と早かった論者の一人だと思うんですが、そのときに想定されているのは、やはり経済的な役割というか、単位として道州というのが必要なんじゃないか。つまり都道府県では狭過ぎるんじゃないかということですね。

そういう意味では、いわゆるグローバル競争、特に経済的な競争の中で十分ほかの地域や国と競っていくときに、ある程度戦略的に動ける単位としては道州という単位が必要なんじゃないかと。逆に言うと、国全体ではかえって大き過ぎるという議論が、ある意味では非常に道州というのは何をやるのかというときのイメージとして、我々も議論した中ではやはり経済的な役割というのがどうも一番大きそうだということもあって、この議論が多分一番ストレートに道州というものを浮上させている背景かなあというふうに思うんですが、ただ

これは恐らく経済界の人にとってはかなりストレートにリアリティーのある話なのかもしれないんですが、大部分の国民にとってそこまでそれがすばつとわかるかという、なかなかそうはまだなり切っていないのかなあとというふうに思います。

いずれにしても、しかしそれはかなり根拠のある文脈で、道州というものが出てくる背景かなあとというふうには思っているんですが、もう一つ、それとも絡むんですが、私自身は先ほど言いましたような、いわゆる追いつき型近代化という時代がほぼ終わったということが全体としては一番大きな文脈かなあとというふうに思っています。というのは、多分都道府県というのは国で決めた近代化のいろんな方針を津々浦々まで、小さい市町村まで含めて、それを実行できるようにきっちり監督・指導するというための単位として恐らく機能してきたんだろうと思うんですが、市町村が自主的に、近代化が終わった段階で、実質的地域の問題に責任を持って対処するというまとまりがもし市町村レベルでできると、そうすると都道府県という単位はちょっとやはり不都合になってきそうな気がするわけですね。

そうすると、市町村が実質的にやれることを前提にもう一つ単位が要るとすると、それは今大前さんの議論を紹介しましたけれども、経済的な単位として戦略的に動けるもう一つの単位ということになると、都道府県ではなくて、恐らく道州というようなものになってくるんじゃないか。ですから、上から国全体を動かすのではなくて、下から動かそうという文脈で考えると、多分都道府県ではなくて、道州というところになってくるんじゃないかなという、そういう上から下への仕組みが今ようやく下から上への仕組みに切りかわっている。その文脈で道州というものが出てきているという気がしますので、そうすると、やはり市町村がどれだけ実質的に責任を持って動ける体制が今後できていくか次第で、道州というものがどれぐらい実現に近づくかということのバロメーターになるんじゃないかなあと、そんなような背景の理解を私自身はしているということを最初の発言にさせていただきます。

【コーディネーター】

ありがとうございました。

次は川勝先生なんですけれども、川勝先生はももとは経済史のご専門なんですけれども、経済史という枠にとどまらずに、文明の海洋史観とか、非常にスケールの大きい文明論を展開されています。それから、この道州制の問題についても非常に骨太の川勝私案のようなものをお持ちですので、それを含めてお願いいたします。

【パネリスト(川勝 平太氏)】

川勝でございます。非常に立派な報告書をまとめられました。これは、単に愛知県にとっての分権論にとどまらず、日本全体に十分に適用可能な広い視野に立ち、また、愛知というすばらしい自治体の資産を生かしてどう分権を進めていくかについて、建設的な提言を含めた立派な分析がなされており、大変感

じ入りました。どうもおめでとうございました。



地方分権には二つのレベルがあると思います。一つは基礎自治体のレベルです。もう一つは国のレベルです。基礎自治に関しては、神田知事も後先生も言われまされたけれども、基本的には市民の自立が一番の基礎です。市民の自立意識は高くなり、20世紀末から21世紀にかけての日本の大きな潮流になりつつありますね。日本は、大きく歴史を俯瞰すれば、江戸時代は地方分権でした。明治維新で中央集権になり、

21世紀には地域分権になっていくというように見ることができます。明治維新以前は、地方分権といっても、一人ひとりの国民というか、藩にいた藩の民衆が一人ひとりの自立心を持っていたかということになりますと、怪しい。

しかしながら、今の日本人にはそれがはっきりあります。それはボランティア活動に典型的にあらわれていますし、町並み条例や景観条例などが市民の力で生まれてきております。それは、今、日本の持っている人的財産だと思います。この市民の自立心は1995年の阪神・淡路大震災のときに日本人が気づいたと思います。大きな不幸が阪神・淡路を襲いました。それを日本人は人ごとではないとだれしも思いました。東海地震や南海地震がいつ起こるかかわからない。大地震を我が事のごとく考えて、困っている人のために助け合おうということで、人々ができる限りのところで立ち上がりました。それを欧米社会のジャーナリストが見て、乱暴、狼藉、略奪が起らないということで、市民のレベルの高さといいますか、広く日本国民の知的・文化的レベルの高さというものを、褒め上げ、国際的に証明されたということでもありました。したがって、1995年1月17日は不幸ではありましたが、そのとき以降、日本の津々浦々に自治の意識が高まったということでございます。

そうした自立心の高まりの中での市町村の合併は、直接的には財政赤字を解消することがきっかけですが、これは生活者のレベルの地方分権とかかわっています。これが現在。佳境とうか、最終局面を迎えており、つい数年前まで3,200ほどあった市町村がこの3月末には2,400ぐらいに減ります。恐らく来年の3月末、特例が切れるまでに大体1,800ぐらいまでに減っていくでしょう。この合併問題の過程でわかったことは、もちろん、いろいろと財政的にむだがあったということだけではありません。人材のむだもあったということもわかってきたのではないのでしょうか。

愛知県も相当市町村合併があったようですが、全国津々浦々で、ご承知の在任特例の問題で市民が怒りました。例えば豊田市などは、もしそのまま在任特例が適用されていますと、四十七、八万の都市に80名弱の市会議員ができるということだったのですが、さすがに住民の方々のレベルが高く、40名強、

50名弱まで減らされました。そうなりますと、40名近くの人たちが不要であったという見方もできます。そして、日本には市会議員、あるいは政令指定都市の場合には区会議員もありますが、市会議員、区会議員を合わせて2万人ぐらいいます。そして、町会議員、村会議員は3万7,000ぐらいいと思います。したがって、5万人、6万人の議員先生がいらっしゃいますが、果たしてその人々がその数に応じた力を発揮していたかというそうではないのではないかと。市会議員、区会議員、町会議員、村会議員は、そこで条例をつくったり行政を管理したりするんですが、チェックくらいなら市民オンブズマンだってできる。もし議会が夜に、午後6時から、あるいは土・日に開かれれば、サラリーマンだって一定期間は定時退社して、ボランティアで議員の仕事はできるだろうという認識まで出ております。したがって、相当議員先生に対する目が厳しくなりましたし、なっていると思います。

次に、そのことは都道府県の議員先生の数にも、やがて道州制になりますと、その数が適切かどうかという問題が出てくると思います。今、愛知県会議員は100名強いらっしゃいますが、県会議員としての仕事をしているかということをお問われたときに、その評価が出てくると思いますが、都道府県議会全員合わせますと全国で2,800人ぐらいいらっしゃる。それが適切な数かどうか。道州制になりますとそれだけの数は要りませんので、本当に要ったのかどうかということがこれかと問われます。その次は国会議員の先生方の数も問題になってくると思います。つまり、下が力をつけてくると、上でたくさん人数は必要ないだろうという認識がでてくるはずですが。愛知県の県会議員の数がアメリカの上院議員の数より多い。アメリカの上院議員に当たるのが日本では参議院議員ですが、日本の参議院議員はアメリカの上院議員の2倍以上いる。それが果たして適切か。そして、衆議院の先生が480名。本当にステーツマンとしての仕事をされているかという疑問が必ず出てくると思います。

さて、そういう中で道州制の議論が出ています。道州制については、背景を説明されましたが、別の説明もできます。日本が中央集権になったのは、意図的にしたわけですね。欧米社会に追いつくためでした。キャッチアップは終わりました。今の日本は500兆円、すなわちアメリカの2分の1、フランスの3倍、イギリスの3倍、カナダの6倍の経済力がございます。イギリスとフランスとイタリアを合わせたぐらいの国富を毎年つくり上げているのです。押しも押されもしない先進国です。先進国の中でも1人当たり直したり、対外的債権とか貯蓄率とかを勘案いたしますと、アメリカに全然引けをとらない。キャッチアップは終わりました。そして、今、我々はアジア地域との競争と協力といえますか、アジア地域間競争の時代に入り、新しい時代を迎えています。そこで日本はリーダーシップを期待されています。地域の力もついているので、今まで国に任せていたものも地域でできるということで、その地域単位として、先ほど八つとか十というふうに諸井会長が言われていましたが、私には、この辺のところは非常に考えが甘いという感じがします。というのは、例えば、北海

道が昨年の施政方針演説で道州制のモデルということですが、道州制の単位になりますと、今の諸井会長のお話ですと、国の出先機関の置かれているところが差し当たっての単位になっているわけですね。北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄というふうな単位になっているわけです。

しかし、ちょっと考えればわかりますが、道州間、目下はブロックといっていますがブロック間の格差は歴然としています。愛知県だけで33兆円。北海道は20兆円強です。北海道のように広いところを20兆円ぐらいの北海道の富で自立できるかという、できるわけがない。愛知県よりも富は少ない。関東ブロックは180兆円もございます。道州間、つまりブロック間の格差がすぐわからねばならないのに、経済人がどうしてそれに気づかないのか、諸井会長が帰られたので非常に残念ですけれども、ともかくそういうことです。

三位一体改革について、後先生も昇先生も言われましたが、昨年の全国知事会で3兆2,000億円の補助金削減リストを掲げました。補助金にかかわっている行政は内閣府、総務省、国交省、農水省、文科省、環境省、経済産業省、厚生労働省などありますが、それらから権限と財源もよこしてくれ、自分たちで使うといった。文科省の補助金だけが問題になりましたが、ほとんどの省庁にかかわっているのです。しかし、権限と財源は譲らずに、実質的には補助率だけ下げるといって数合わせに終わった。大事なことは、諸井さんが言われましたように、補助金行政にかかわっている今の8省庁の人材をどうするかについて考えてさしあげないといけません。国家と闘うだけはいけない。やっぱり人材がいます。人材が国家にもいます。日本人ですよ。エリートだといってもいいですね。エリート風は吹かしてほしくないですけれども、彼らも一回の人生を生きています。そうすると、権限と財源と人材との3つを考えなければなりません。権限とは仕事ですね。財源はお金、それから人です。この3つを一緒に考えて、地域の受け皿論を考えるべきです。目下のところは、権限と財源だけよこせといっている。こういうふうに関と闘うということだけではぐあいが悪い。国を担うための地域単位をどうつくるかというときに、国家と闘うだけではなくて、一緒に国力を上げるために共闘するという姿勢がないといけません。

三位一体改革につきましては、全国知事会という47都道府県の知事が47人ですから、それを私は「平成の47士」と、「元禄の47士」に倣って頑張っておきたいと思っております。明治4年の廃藩置県以降、国の命令を地方に徹底するための機関であった知事が、初めて、国に対してノーと言ったり、堂々と意見を言う存在に育ったことは本当にうれしい。しかし、闘うだけの姿勢ではやっぱりぐあいが悪い。国力を上げるためにどうするかということについて共同作業をしておほしい。国のほうもいわゆる十のブロックの格差について考えていない。不十分ですね。

【コーディネーター】

ありがとうございました。